

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱の運用方針

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成 12 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）に係る運用方針を次のように定める。

〔第 2 条及び第 3 条関係〕

- 1 市が設置した機関であっても、次に掲げるものは附属機関に該当しない。
 - (1) 市民団体、関係団体等との連絡調整等を活動内容として設置される連絡調整会議等
 - (2) 特定のイベントや行事等一定の目的を達成するために組織される実行委員会等
 - (3) 市政運営の参考とすることを主な目的として、市民、関係団体、学識経験者等の意見を個別に聴取するために構成する会議、意見聴取会等
 - (4) 市職員のみを構成員とするもの
 - (5) 附属機関の下部組織にあたる専門部会
 - (6) その他要綱の適用を受けることが不相当と認められるもの
- 2 要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 調停 第三者が紛争の当事者間に立って、当事者の互譲によって事件の妥当な解決をはかるようにすること。
 - (2) 審査 特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容をよく調べること。
 - (3) 諮問 特定の事項について附属機関の意見や見解を求め、尋ねること。
 - (4) 調査 一定の範囲の事項についてその真実を調べること。

〔第 4 条関係〕

- 1 第 1 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、20 名を超える委員数とすることができる。
 - (1) 法令等に定めがある場合
 - (2) 附属機関の性格上、多数の関係団体、機関等が存在し、これらの意見を聴く必要がある場合
- 2 第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同一委員の通算在任期間は 10 年を超えることができる。
 - (1) 当該附属機関において必要とする知識、経験が豊富であり、他の者をもって替えがたい場合
 - (2) 団体（議会を含む。）からの推薦の場合で、条件を付して依頼したにもかかわらず、特に個人を指定して推薦があった場合
 - (3) その他、特に市長が必要と認める場合
- 3 第 2 号の規定により通算在任期間を積算する際、1 回の任期が 1 年に満たない場合（補欠の委員の場合を除く。）は、これを 1 年とみなす。

〔その他〕

- 1 任期満了等により当該附属機関の委員の職を辞した方（市職員を除く。）に対しては、市長名による礼状を出すものとする。
- 2 団体（議会を含む。）に委員の推薦を依頼する場合は、当該依頼文書に第 4 条第 2 号及び第 3 号に規定する委員選任に係る条件を明記するものとする。
- 3 附属機関の下部組織にあたる専門部会等について、当該附属機関の委員及び当該附属機関の委員以外の専門委員等をもって組織する場合、専門委員等は、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の「その他の非常勤の職員」に該当することから、報酬（人事課長合議）を支払うものとする。

附

この運用方針は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附属機関の会議の公開等に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第5条第2号及び第6条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第4 会議の公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 刃物その他危険な物を持っている者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。
- (4) 附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (5) 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

第5 会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その

周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- (5) 定員
- (6) 傍聴の受付方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他

第6 会議録の作成及び公開

- (1) 附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。
- (2) 公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。
- (3) 前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも2年間これを行うものとする。

第7 その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。ただし、第6の規定は、平成21年4月1日から実施する。

附

この取扱いは、平成25年4月1日から実施する。

令和7年7月14日
検討協議会説明資料
学校教育課

八戸市地域スポーツ・文化芸術活動 検討協議会の概要について

八戸市教育委員会 学校教育課

内容

1 国・県の動向

2 これまでの取組

部活動改革

○少子化への対応

- ・将来にわたって、スポーツ・文化活動に親しむための土台作り

○生徒のニーズへの対応

- ・多様なニーズに応える機会の確保

○学校の働き方改革の推進

- ・教師の負担軽減を図るべく、指導体制の抜本的な見直し

本県における取組 県地域移行推進計画 令和5年4月7日策定

- ・地域移行が困難な部活動については、当面、合同部活動等の地域連携を検討する
- ・その上で、引き続き地域移行に向けた課題の解消方法について検討する

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における最終とりまとめ」（令和7年5月スポーツ庁・文化庁）

- ・部活動改革の目的：「生徒が将来にわたり継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保」
- ・「令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間」に定める
- ・「休日については、実行期間内に原則、全ての学校部活動において地域展開の実現」を目指す

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における最終とりまとめ」（令和7年5月スポーツ庁・文化庁）

○学習指導要領における取扱い

- ・地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、**教育的意義を有する活動**であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。
- ・**地域クラブと学校との連携が大切。**

八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会の設置

○設置目的

- ・中学校部活動の地域展開を円滑に進めるための、具体的な検討を行う

○委員 ※今年度

- ・八戸学院大学
- ・市スポーツ協会
- ・市文化協会
- ・市中学校体育連盟
- ・市中学校長会
- ・ヴァンラーレ八戸

市連合PTA

市スポーツ推進委員協議会

市中学校文化連盟

市小学校長会

公募委員 2名

計 12名

部活動の地域移行に係るアンケート調査

○目 的

- ・「部活動の地域連携・地域展開推進計画」を策定するにあたって、学校部活動の現状や課題等を把握するための調査を行う

○調査期間

- ・令和6年9月2日（月）～9月13日（金）

○対 象

- ・小学5,6年生・中学1,2年生の児童生徒、その保護者、小・中学校教職員

※保護者は、兄弟がいる場合、上学年の子どもについてのみ回答

○回 答 率

- ・児童生徒 **小** 90.9% **中** 84.8% ・教職員 **小** 63.3% **中** 62.3%

アンケート調査の結果

○生徒 (中学1、2年生)

- ・部活動加入 89.9% (約2,740名)
- ・学校部活動以外の活動に参加 20.4% (約 **620名**)

※約300名は、学校部活動とかけ持ち

○教職員 : 「地域クラブに移行した場合の指導について」

- ・報酬があれば指導してもよい 小学校4.4%、 中学校14.2%
- ・報酬に関わらず、指導したい 小学校1.8%、 中学校10.6%

「教員にとって負担が大きすぎる」「専門的な指導ができない」「指導する人材が不足している」「地域連携を早く進めてほしい」と回答した教職員が多い状況にある

○保護者 : 「休日の活動場所について」

- ・家や学校の近くの施設であれば参加させたい 37.2%

「経費負担により、参加させたくてもできないことも考えられる」「送迎ができない」「教員以外の人が指導者となることへの不安がある」と回答した保護者もあった

休日における合同部活動の試行



競技種目 (陸上競技)

第1回

- ・令和6年11月16日
- ・16校180名が参加

第2回

- ・令和7年1月25日
～2月15日
- ・17校、272名が参加

休日における合同部活動の試行



○文化芸術活動 (美術部・総合文化部)

- ・土偶をつくろう!! 2024
- ・ドライポイントの制作
- ・「風のなかを飛ぶ種子」
「リビングルーム」展の鑑賞
- ・映画鑑賞と対話活動
- ・リトグラフの制作

**広げよう！
こどもの笑顔 こどもの可能性
部活動の地域展開を推進！**



今後の取組・目標について

スポーツ庁・文化庁は、「部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめの内容を公表し、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と定め、スケジュールの大幅な見直しを図ったところである。当市では、スポーツ庁・文化庁の動向を踏まえ、今後、令和13年度までの目標を次のように掲げ、検討協議会を開催していきたいと考えている。

1 令和7年度～令和8年度までの取組

- ・休日のみ、合同部活動を拡充して実施する。
- ・10月から、休日のみ地域スポーツ・文化芸術活動に係る国の実証事業を試行する。

＜検討協議会での協議を予定している主な内容＞

- (1) 検討課題についての協議
- (2) 推進計画の策定についての協議
- (3) 合同部活動、及び地域スポーツ・文化芸術活動に係る国の実証事業についての諸課題の洗い出し

2 令和11年度までの目標（中間）

- ・休日のみ、複数の中学校による合同部活動及び、地域スポーツ・文化芸術活動（国の実証事業）を実施する。
- ・休日のみ、可能な限り「目指すスポーツ・文化芸術活動環境」に移行する。
- ・既に平日クラブチーム等で活動している生徒については、これまでどおり所属クラブでの活動を優先する。

＜検討協議会での協議を予定している主な内容＞

- ・各取組についての諸課題の洗い出し、及び対応策を検討する。

3 令和12年度から令和13年度までの目標（最終）

- ・休日のみ、全ての部活動において「目指すスポーツ・文化芸術活動環境」に移行する。
- ・既に平日クラブチーム等で活動している生徒については、これまでどおり所属クラブでの活動を優先する。

＜検討協議会で協議をする主な内容＞

- ・各取組についての諸課題の洗い出し、及び対応策を検討する。

4 今年度の検討スケジュール

＊ 2回目以降は現段階での予定であり、今後変更される場合もあります。

		日時	場所
1	第1回八戸市地域スポーツ ・文化芸術活動検討協議会	令和7年7月14日（月） 14：30～16：00	八戸市庁 本館3階 第二委員会室
2 （予定）	第2回八戸市地域スポーツ ・文化芸術活動検討協議会	令和7年9月29日（月） 14：30～16：00	未定
3 （予定）	第3回八戸市地域スポーツ ・文化芸術活動検討協議会	令和7年11月27日 （木） 14：30～16：00	未定
4 （予定）	第4回八戸市地域スポーツ ・文化芸術活動検討協議会	令和8年1月27日（火） 14：30～16：00	未定

5 令和7～8年度の検討スケジュール

※次ページ以降参照

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会 検討スケジュール(案)

R7年度～ 合同部活動の拡充、地域スポーツ・文化芸術活動（国の実証事業）開始

年度	月	検討協議会	庁内連絡会議	事務局	備 考
令和7年度	4				
	5				・ 休日の部活動地域移行の実施（合同部活動）
	6				・ 庁内連絡会議①の検討内容の確認
	7	R7① 7/14 ・ 委嘱状交付等 ・ 検討協議会の概要他 ・ 素案検討 1	① 7/3 ・ 素案検討 1	・ 中学校長会運営委員会での説明 ・ 部活動地域展開に係る先進地視察 ※埼玉県上尾市（民間委託） ※東京都板橋区（行政主導）	・ R7①検討協議会に向けての事前協議 ・ 当市の部活動地域展開に関する取組の確認
	8			・ 中学校長会への地域展開の説明	・ 庁内連絡会議②の検討内容の確認 ・ R7②検討協議会に向けての事前協議
	9	上 R7② 9/29 ・ 素案検討 2	② 9/22 ・ 素案検討 2	下 ・ R8取組内容関連予算要求	・ R8取組内容案検討
	10			・ 各校へR8取組内容通知【教委】	・ 庁内連絡会議③の検討内容の確認 ・ R7③検討協議会に向けての事前協議 ・ 地域スポーツ・文化芸術活動（国の実証事業）試行
	11	R7③ 11/27 ・ R7実施状況報告 ・ R8年度の取組について ・ 素案検討 3	③ 11/14 ・ 素案検討 3		・ R8取組内容案検討 ・ 推進計画の策定についての検討 （2期での完成を目指す）
	12			・ リーフレット決定、発出【教委】	・ 庁内連絡会議④の検討内容の確認 ・ R7④検討協議会に向けての事前協議 ・ 推進計画の策定についての検討 （2期での完成を目指す）
	1	R7④ 1/27 ・ 推進計画の策定について ・ 素案検討	④ 1/14 ・ 素案検討 ・ 検討状況のまとめ		
	2				
	3				

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会 検討スケジュール(案)

R 7 年度の検討状況により、R 8 年度の休日の合同部活動、地域スポーツ・文化芸術活動の在り方を検討

年度	月	検討協議会	庁内連絡会議	事務局	備 考
令和8年度	4				
	5				・ 合同部活動・国の実証事業の実施 ・ R9 取組内容案検討 ・ 庁内連絡会議①の検討内容の確認
	6		①会議 ・ 取組内容案検討		・ R8 ①検討協議会に向けての事前協議
	7	R8 ① ・ 素案検討 1			・ 当市の部活動地域展開に関する取組の確認 ・ 庁内連絡会議②の検討内容の確認
	8		②会議 ・ 取組内容案検討		・ R8 ②検討協議会に向けての事前協議
	9	上 R7 ② 9/29 ・ 素案検討 2		下 ・ R8取組内容関連予算要求	・ R9 取組内容案検討 ・ 庁内連絡会議③の検討内容の確認
	10		③会議 ・ リーフレット内容検討 ・ 取組内容案検討	・ 各校へR9 取組内容通知【教委】	・ R8 ③検討協議会に向けての事前協議 ・ 推進計画の策定についての検討 (2期での完成を目指す)
	11	R7 ③ 11/27 ・ R7実施状況報告 ・ R8年度の取組について 素案検討 3			・ R9 取組内容案検討 ・ 庁内連絡会議④の検討内容の確認
	12		④会議 ・ 検討状況のまとめ	・ リーフレット決定、発出【教委】	・ R8 ④検討協議会に向けての事前協議
	1	R7 ④ 1/27 ・ 推進計画の策定について		・ 推進計画策定	・ 推進計画の完成(2期での完成を目指す)
	2				
	3				

検討協議会での協議内容案

1 検討課題についての協議 ※これまでの検討協議から

(1) 運営主体の在り方

- ・検討協議会において、令和6年12月に発出されたリーフレット「八戸市における中学校部活動の地域移行に関する検討協議会について」では、目指すスポーツ・文化芸術活動として、以下の二本立てを想定している。

①クラブチーム等によるスポーツ・文化芸術活動

②地域クラブ活動（学校部活動の受け皿）

<検討内容>

- 『②地域クラブ活動（学校部活動の受け皿）』として、下の業務を行う運営団体の在り方。

※既存の団体がある場合は、必要に応じて団体との情報共有及び協議を行う。

※既存の団体がない場合は、新規に設置することを検討する。

<運営団体の業務案>

- ・運営方針、運営方法等の決定
- ・活動の周知に係る広報活動
- ・生徒の募集、受付
- ・活動のマネジメント
(活動計画及び活動報告の作成、施設の確保、大会等の参加手続き、保険手続き、事故及びトラブル発生時の対応等)
- ・指導者のマネジメント
(指導者の確保、指導従事時間管理、報酬支払い等)
- ・生徒のマネジメント
(出欠管理、安全管理、参加費徴収等)
- ・市や市教委及び検討協議会との連携に係る業務
- ・その他

(2) 指導者の確保

- ・休日の部活動の地域展開が進むことにより、これまで学校部活動の指導等を担ってきた教職員にばかり頼ることが難しくなることから、指導者の不足が予想される。

<検討内容>

- 地域スポーツ・文化芸術活動の指導を担う、新たな人材確保のための方策。
- 指導を希望する教員の、兼職兼業の規定や運用の在り方の整理。
(文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」に準じる。)
- 兼職兼業の許可にあたり、教員本人の意思を十分に確認・尊重すること、教員の健康への配慮、勤務時間の状況、学校運営に支障がないこと等を勘案して判断するための考え方の整理。
- 平日の学校部活動における部活動指導員や外部指導者が、休日の地域における指導者を兼ねることができる体制の整備。

(3) 保護者負担の在り方

- ・新たな地域スポーツ・文化芸術活動に参加する場合の費用が、保護者にとって大きな負担になると、生徒が活動に参加することへの妨げになる恐れがある。

<検討内容>

- 運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定
- 困窮世帯への支援
- その他

(4) 活動場所、送迎手段について

- ・新たな地域スポーツ・文化活動の活動場所としては、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設のほか、各中学校等、地域の学校施設を活用することが考えられる。

<検討内容>

- 子どもが参加しやすい活動場所
- 保護者が参加させやすい活動場所
- 送迎方法
- 活動に要する用具（吹奏楽における楽器等を含む）の保管の在り方を含め、新たな地域スポーツ・文化活動の運営団体が学校施設等を適切に利用できるようにするための具体策の検討を進める。

(5) 大会運営の在り方

<検討内容>

- これまで教員等が担ってきた各種大会の運営の方法

2 推進計画の策定についての協議

- ・検討協議会が市教育委員会へ「八戸市地域スポーツ・文化芸術活動推進プラン案」を提言し、市で今後の方針を決定・公表する。

<検討内容>

- 運営団体が、下の検討を円滑に進めるための方策

<運営団体による検討内容案>

- | | |
|----------------|----------------|
| ・運営方針、活動の開始時期等 | ・活動の名称、活動する種目等 |
| ・活動時間と休養日の設定 | ・活動場所及び指導者の確保 |
| ・費用負担の検討 | ・保険の加入 |
| ・実施要項 | ・活動の周知 |
| ・その他 | |

3 合同部活動、及び地域スポーツ・文化芸術活動（国の実証事業）についての

諸課題の洗い出し

八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、中学校部活動の円滑な地域展開に向けた新たな地域スポーツ・文化芸術活動の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 特定の職又は地位にあることにより委嘱された委員は、その職又は地位を離れたときは、解任されるものとする。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、教育長が行う。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正、透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市が設置した機関をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、執行機関の求めに応じて調停、審査、諮問、調査等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織とし、法律の定めるところにより設置が義務づけられているものを除き、条例により設置しなければならない。

2 附属機関は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置し、安易な設置は厳に抑制するものとする。

- (1) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似しない場合、又は所掌事項が重複しない場合
- (2) 他の行政手段で対応することが困難である場合

(委員の選任)

第4条 委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的な意見の反映を図り、更には公正を確保するため、次の事項に留意するものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 委員数は20名以内とし、必要最小限にする。
- (2) 同一委員の通算在任期間は10年以内とする。
- (3) 委員が他の附属機関の委員を兼務できる数は、3機関までとする。
- (4) 男女構成比率において少ない方の割合は30パーセント以上を目標とする。
- (5) 市職員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (6) 市議会議員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (7) 公募による選任を積極的に行い、その構成比率は10パーセント以上を目標とする。ただし、次に掲げる附属機関に該当する場合は、公募による選任を行わないことができる。
 - ア 法令及び条例等の規定に基づき特定の職に就く者等を委員に充てることとされているもの
 - イ 行政処分に係る審議等を行うもの
 - ウ プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要があるもの
 - エ 極めて高度な専門知識又は特殊な資格・免許を必要とするもの
 - オ その他附属機関等の設置目的、所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの
- (8) 公募による選任については、障がいの有無にかかわらず平等な取扱い（障がいがあることで不利益な取扱いをしない。）とし、多様な市民の参加に努めることとする。
- (9) 公募による選任の方法については別に定める。

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること。
- (2) 個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することに

より当該附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。

- (3) 会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。

(会議録等の公開)

第6条 会議の結果については、審議経過等が明らかになるよう、会議録等を作成し、会議資料とともに、市民等に対する情報提供に努めるものとする。この場合において、会議録等の作成に当たっては、少数意見についても可能な限り記載するものとする。

(附属機関の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は他の附属機関と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、役割及び必要性が低下してきたもの
- (3) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (4) 活動が著しく不活発なもの
- (5) 形式的な開催で、審議結果の効果が乏しいもの
- (6) 他の行政手段で対応が可能なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(合議)

第8条 各部長は、附属機関を設置若しくは統廃合し、又は委員（補欠の委員を含む。）の選任（改選を含む。）、若しくは公募を行う場合、附属機関の主管課長に合議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 既に設置されている附属機関等に係る第4条の規定は、施行期日以降の最初の改選時期から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号及び第7号の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第6号及び第7号の改正規定は、当該改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置される附属機関等について適用し、施行日前に設置されている附属機関等については各附属機関等の委員の施行日以後の最初の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、中学校部活動の円滑な地域展開に向けた新たな地域スポーツ・文化芸術活動の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 特定の職又は地位にあることにより委嘱された委員は、その職又は地位を離れたときは、解任されるものとする。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、教育長が行う。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正、透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市が設置した機関をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、執行機関の求めに応じて調停、審査、諮問、調査等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織とし、法律の定めるところにより設置が義務づけられているものを除き、条例により設置しなければならない。

2 附属機関は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置し、安易な設置は厳に抑制するものとする。

- (1) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似しない場合、又は所掌事項が重複しない場合
- (2) 他の行政手段で対応することが困難である場合

(委員の選任)

第4条 委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的な意見の反映を図り、更には公正を確保するため、次の事項に留意するものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 委員数は20名以内とし、必要最小限にする。
- (2) 同一委員の通算在任期間は10年以内とする。
- (3) 委員が他の附属機関の委員を兼務できる数は、3機関までとする。
- (4) 男女構成比率において少ない方の割合は30パーセント以上を目標とする。
- (5) 市職員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (6) 市議会議員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (7) 公募による選任を積極的に行い、その構成比率は10パーセント以上を目標とする。ただし、次に掲げる附属機関に該当する場合は、公募による選任を行わないことができる。
 - ア 法令及び条例等の規定に基づき特定の職に就く者等を委員に充てることとされているもの
 - イ 行政処分に係る審議等を行うもの
 - ウ プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要があるもの
 - エ 極めて高度な専門知識又は特殊な資格・免許を必要とするもの
 - オ その他附属機関等の設置目的、所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの
- (8) 公募による選任については、障がいの有無にかかわらず平等な取扱い（障がいがあることで不利益な取扱いをしない。）とし、多様な市民の参加に努めることとする。
- (9) 公募による選任の方法については別に定める。

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること。
- (2) 個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することに

より当該附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。

- (3) 会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。

(会議録等の公開)

第6条 会議の結果については、審議経過等が明らかになるよう、会議録等を作成し、会議資料とともに、市民等に対する情報提供に努めるものとする。この場合において、会議録等の作成に当たっては、少数意見についても可能な限り記載するものとする。

(附属機関の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は他の附属機関と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、役割及び必要性が低下してきたもの
- (3) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (4) 活動が著しく不活発なもの
- (5) 形式的な開催で、審議結果の効果が乏しいもの
- (6) 他の行政手段で対応が可能なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(合議)

第8条 各部長は、附属機関を設置若しくは統廃合し、又は委員（補欠の委員を含む。）の選任（改選を含む。）、若しくは公募を行う場合、附属機関の主管課長に合議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 既に設置されている附属機関等に係る第4条の規定は、施行期日以降の最初の改選時期から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号及び第7号の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第6号及び第7号の改正規定は、当該改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置される附属機関等について適用し、施行日前に設置されている附属機関等については各附属機関等の委員の施行日以後の最初の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱の運用方針

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成 12 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）に係る運用方針を次のように定める。

〔第 2 条及び第 3 条関係〕

- 1 市が設置した機関であっても、次に掲げるものは附属機関に該当しない。
 - (1) 市民団体、関係団体等との連絡調整等を活動内容として設置される連絡調整会議等
 - (2) 特定のイベントや行事等一定の目的を達成するために組織される実行委員会等
 - (3) 市政運営の参考とすることを主な目的として、市民、関係団体、学識経験者等の意見を個別に聴取するために構成する会議、意見聴取会等
 - (4) 市職員のみを構成員とするもの
 - (5) 附属機関の下部組織にあたる専門部会
 - (6) その他要綱の適用を受けることが不適当と認められるもの
- 2 要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 調停 第三者が紛争の当事者間に立って、当事者の互譲によって事件の妥当な解決をはかるようにすること。
 - (2) 審査 特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容をよく調べること。
 - (3) 諮問 特定の事項について附属機関の意見や見解を求め、尋ねること。
 - (4) 調査 一定の範囲の事項についてその真実を調べること。

〔第 4 条関係〕

- 1 第 1 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、20 名を超える委員数とすることができる。
 - (1) 法令等に定めがある場合
 - (2) 附属機関の性格上、多数の関係団体、機関等が存在し、これらの意見を聴く必要がある場合
- 2 第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同一委員の通算在任期間は 10 年を超えることができる。
 - (1) 当該附属機関において必要とする知識、経験が豊富であり、他の者をもって替えがたい場合
 - (2) 団体（議会を含む。）からの推薦の場合で、条件を付して依頼したにもかかわらず、特に個人を指定して推薦があった場合
 - (3) その他、特に市長が必要と認める場合
- 3 第 2 号の規定により通算在任期間を積算する際、1 回の任期が 1 年に満たない場合（補欠の委員の場合を除く。）は、これを 1 年とみなす。

〔その他〕

- 1 任期満了等により当該附属機関の委員の職を辞した方（市職員を除く。）に対しては、市長名による礼状を出すものとする。
- 2 団体（議会を含む。）に委員の推薦を依頼する場合は、当該依頼文書に第 4 条第 2 号及び第 3 号に規定する委員選任に係る条件を明記するものとする。
- 3 附属機関の下部組織にあたる専門部会等について、当該附属機関の委員及び当該附属機関の委員以外の専門委員等をもって組織する場合、専門委員等は、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の「その他の非常勤の職員」に該当することから、報酬（人事課長合議）を支払うものとする。

附

この運用方針は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附属機関の会議の公開等に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第5条第2号及び第6条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第4 会議の公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 刃物その他危険な物を持っている者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。
- (4) 附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (5) 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

第5 会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その

周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- (5) 定員
- (6) 傍聴の受付方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他

第6 会議録の作成及び公開

- (1) 附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。
- (2) 公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。
- (3) 前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも2年間これを行うものとする。

第7 その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。ただし、第6の規定は、平成21年4月1日から実施する。

附

この取扱いは、平成25年4月1日から実施する。

令和7年7月14日
検討協議会説明資料
学校教育課

八戸市地域スポーツ・文化芸術活動 検討協議会の概要について

八戸市教育委員会 学校教育課

内容

1 国・県の動向

2 これまでの取組

部活動改革

○少子化への対応

- ・将来にわたって、スポーツ・文化活動に親しむための土台作り

○生徒のニーズへの対応

- ・多様なニーズに応える機会の確保

○学校の働き方改革の推進

- ・教師の負担軽減を図るべく、指導体制の抜本的な見直し

本県における取組 県地域移行推進計画 令和5年4月7日策定

- ・地域移行が困難な部活動については、当面、合同部活動等の地域連携を検討する
- ・その上で、引き続き地域移行に向けた課題の解消方法について検討する

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における最終とりまとめ」（令和7年5月スポーツ庁・文化庁）

- ・部活動改革の目的：「生徒が将来にわたり継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保」
- ・「令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間」に定める
- ・「休日については、実行期間内に原則、全ての学校部活動において地域展開の実現」を目指す

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における最終とりまとめ」（令和7年5月スポーツ庁・文化庁）

○学習指導要領における取扱い

- ・地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、**教育的意義を有する活動**であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。
- ・**地域クラブと学校との連携が大切。**

八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会の設置

○設置目的

- ・中学校部活動の地域展開を円滑に進めるための、具体的な検討を行う

○委員 ※今年度

- ・八戸学院大学
- ・市スポーツ協会
- ・市文化協会
- ・市中学校体育連盟
- ・市中学校長会
- ・ヴァンラーレ八戸

市連合PTA

市スポーツ推進委員協議会

市中学校文化連盟

市小学校長会

公募委員 2名

計 12名

部活動の地域移行に係るアンケート調査

○目 的

- ・「部活動の地域連携・地域展開推進計画」を策定するにあたって、学校部活動の現状や課題等を把握するための調査を行う

○調査期間

- ・令和6年9月2日(月)～9月13日(金)

○対 象

- ・小学5,6年生・中学1,2年生の児童生徒、その保護者、小・中学校教職員
※保護者は、兄弟がいる場合、上学年の子どもについてのみ回答

○回 答 率

- ・児童生徒 **小** 90.9% **中** 84.8% ・教職員 **小** 63.3% **中** 62.3%

アンケート調査の結果

○生徒 (中学1、2年生)

- ・部活動加入 89.9% (約2,740名)
- ・学校部活動以外の活動に参加 20.4% (約 **620名**)

※約300名は、学校部活動とかけ持ち

○教職員 : 「地域クラブに移行した場合の指導について」

- ・報酬があれば指導してもよい 小学校4.4%、 中学校14.2%
- ・報酬に関わらず、指導したい 小学校1.8%、 中学校10.6%

「教員にとって負担が大きすぎる」「専門的な指導ができない」「指導する人材が不足している」「地域連携を早く進めてほしい」と回答した教職員が多い状況にある

○保護者 : 「休日の活動場所について」

- ・家や学校の近くの施設であれば参加させたい 37.2%

「経費負担により、参加させたくてもできないことも考えられる」「送迎ができない」「教員以外の人が指導者となることへの不安がある」と回答した保護者もあった

休日における合同部活動の試行



競技種目 (陸上競技)

第1回

- ・令和6年11月16日
- ・16校180名が参加

第2回

- ・令和7年1月25日
～2月15日
- ・17校、272名が参加

休日における合同部活動の試行



○文化芸術活動 (美術部・総合文化部)

- ・土偶をつくろう!! 2024
- ・ドライポイントの制作
- ・「風のなかを飛ぶ種子」
「リビングルーム」展の鑑賞
- ・映画鑑賞と対話活動
- ・リトグラフの制作

**広げよう！
こどもの笑顔 こどもの可能性
部活動の地域展開を推進！**



今後の取組・目標について

スポーツ庁・文化庁は、「部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめの内容を公表し、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と定め、スケジュールの大幅な見直しを図ったところである。当市では、スポーツ庁・文化庁の動向を踏まえ、今後、令和13年度までの目標を次のように掲げ、検討協議会を開催していきたいと考えている。

1 令和7年度～令和8年度までの取組

- ・休日のみ、合同部活動を拡充して実施する。
- ・10月から、休日のみ地域スポーツ・文化芸術活動に係る国の実証事業を試行する。

＜検討協議会での協議を予定している主な内容＞

- (1) 検討課題についての協議
- (2) 推進計画の策定についての協議
- (3) 合同部活動、及び地域スポーツ・文化芸術活動に係る国の実証事業についての諸課題の洗い出し

2 令和11年度までの目標（中間）

- ・休日のみ、複数の中学校による合同部活動及び、地域スポーツ・文化芸術活動（国の実証事業）を実施する。
- ・休日のみ、可能な限り「目指すスポーツ・文化芸術活動環境」に移行する。
- ・既に平日クラブチーム等で活動している生徒については、これまでどおり所属クラブでの活動を優先する。

＜検討協議会での協議を予定している主な内容＞

- ・各取組についての諸課題の洗い出し、及び対応策を検討する。

3 令和12年度から令和13年度までの目標（最終）

- ・休日のみ、全ての部活動において「目指すスポーツ・文化芸術活動環境」に移行する。
- ・既に平日クラブチーム等で活動している生徒については、これまでどおり所属クラブでの活動を優先する。

＜検討協議会で協議をする主な内容＞

- ・各取組についての諸課題の洗い出し、及び対応策を検討する。

4 今年度の検討スケジュール

＊ 2回目以降は現段階での予定であり、今後変更される場合もあります。

		日時	場所
1	第1回八戸市地域スポーツ ・文化芸術活動検討協議会	令和7年7月14日（月） 14：30～16：00	八戸市庁 本館3階 第二委員会室
2 （予定）	第2回八戸市地域スポーツ ・文化芸術活動検討協議会	令和7年9月29日（月） 14：30～16：00	未定
3 （予定）	第3回八戸市地域スポーツ ・文化芸術活動検討協議会	令和7年11月27日 （木） 14：30～16：00	未定
4 （予定）	第4回八戸市地域スポーツ ・文化芸術活動検討協議会	令和8年1月27日（火） 14：30～16：00	未定

5 令和7～8年度の検討スケジュール

※次ページ以降参照

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会 検討スケジュール(案)

R7年度～ 合同部活動の拡充、地域スポーツ・文化芸術活動（国の実証事業）開始

年度	月	検討協議会	庁内連絡会議	事務局	備 考
令和7年度	4				
	5				・ 休日の部活動地域移行の実施（合同部活動）
	6				・ 庁内連絡会議①の検討内容の確認
	7	R7① 7/14 ・ 委嘱状交付等 ・ 検討協議会の概要他 ・ 素案検討 1	① 7/3 ・ 素案検討 1	・ 中学校長会運営委員会での説明 ・ 部活動地域展開に係る先進地視察 ※埼玉県上尾市（民間委託） ※東京都板橋区（行政主導）	・ R7①検討協議会に向けての事前協議 ・ 当市の部活動地域展開に関する取組の確認
	8			・ 中学校長会への地域展開の説明	・ 庁内連絡会議②の検討内容の確認 ・ R7②検討協議会に向けての事前協議
	9	上 R7② 9/29 ・ 素案検討 2	② 9/22 ・ 素案検討 2	下 ・ R8取組内容関連予算要求	・ R8取組内容案検討
	10			・ 各校へR8取組内容通知【教委】	・ 庁内連絡会議③の検討内容の確認 ・ R7③検討協議会に向けての事前協議 ・ 地域スポーツ・文化芸術活動（国の実証事業）試行
	11	R7③ 11/27 ・ R7実施状況報告 ・ R8年度の取組について ・ 素案検討 3	③ 11/14 ・ 素案検討 3		・ R8取組内容案検討 ・ 推進計画の策定についての検討 （2期での完成を目指す）
	12			・ リーフレット決定、発出【教委】	・ 庁内連絡会議④の検討内容の確認 ・ R7④検討協議会に向けての事前協議 ・ 推進計画の策定についての検討 （2期での完成を目指す）
	1	R7④ 1/27 ・ 推進計画の策定について ・ 素案検討	④ 1/14 ・ 素案検討 ・ 検討状況のまとめ		
	2				
	3				

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会 検討スケジュール(案)

R 7 年度の検討状況により、R 8 年度の休日の合同部活動、地域スポーツ・文化芸術活動の在り方を検討

年度	月	検討協議会	庁内連絡会議	事務局	備 考
令和 8 年度	4				
	5				・ 合同部活動・国の実証事業の実施 ・ R 9 取組内容案検討 ・ 庁内連絡会議①の検討内容の確認
	6		①会議 ・ 取組内容案検討		・ R 8 ①検討協議会に向けての事前協議
	7	R 8 ① ・ 素案検討 1			・ 当市の部活動地域展開に関する取組の確認 ・ 庁内連絡会議②の検討内容の確認
	8		②会議 ・ 取組内容案検討		・ R 8 ②検討協議会に向けての事前協議
	9	上 R 7 ② 9/29 ・ 素案検討 2		下 ・ R 8 取組内容関連予算要求	・ R 9 取組内容案検討 ・ 庁内連絡会議③の検討内容の確認
	10		③会議 ・ リーフレット内容検討 ・ 取組内容案検討	・ 各校へ R 9 取組内容通知【教委】	・ R 8 ③検討協議会に向けての事前協議 ・ 推進計画の策定についての検討 (2 期での完成を目指す)
	11	R 7 ③ 11/27 ・ R 7 実施状況報告 ・ R 8 年度の取組について 素案検討 3			・ R 9 取組内容案検討 ・ 庁内連絡会議④の検討内容の確認
	12		④会議 ・ 検討状況のまとめ	・ リーフレット決定、発出【教委】	・ R 8 ④検討協議会に向けての事前協議
	1	R 7 ④ 1/27 ・ 推進計画の策定について		・ 推進計画策定	・ 推進計画の完成 (2 期での完成を目指す)
	2				
	3				

検討協議会での協議内容案

1 検討課題についての協議 ※これまでの検討協議から

(1) 運営主体の在り方

- ・検討協議会において、令和6年12月に発出されたリーフレット「八戸市における中学校部活動の地域移行に関する検討協議会について」では、目指すスポーツ・文化芸術活動として、以下の二本立てを想定している。

①クラブチーム等によるスポーツ・文化芸術活動

②地域クラブ活動（学校部活動の受け皿）

<検討内容>

- 『②地域クラブ活動（学校部活動の受け皿）』として、下の業務を行う運営団体の在り方。

※既存の団体がある場合は、必要に応じて団体との情報共有及び協議を行う。

※既存の団体がない場合は、新規に設置することを検討する。

<運営団体の業務案>

- ・運営方針、運営方法等の決定
- ・活動の周知に係る広報活動
- ・生徒の募集、受付
- ・活動のマネジメント
(活動計画及び活動報告の作成、施設の確保、大会等の参加手続き、保険手続き、事故及びトラブル発生時の対応等)
- ・指導者のマネジメント
(指導者の確保、指導従事時間管理、報酬支払い等)
- ・生徒のマネジメント
(出欠管理、安全管理、参加費徴収等)
- ・市や市教委及び検討協議会との連携に係る業務
- ・その他

(2) 指導者の確保

- ・休日の部活動の地域展開が進むことにより、これまで学校部活動の指導等を担ってきた教職員にばかり頼ることが難しくなることから、指導者の不足が予想される。

<検討内容>

- 地域スポーツ・文化芸術活動の指導を担う、新たな人材確保のための方策。
- 指導を希望する教員の、兼職兼業の規定や運用の在り方の整理。
(文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」に準じる。)
- 兼職兼業の許可にあたり、教員本人の意思を十分に確認・尊重すること、教員の健康への配慮、勤務時間の状況、学校運営に支障がないこと等を勘案して判断するための考え方の整理。
- 平日の学校部活動における部活動指導員や外部指導者が、休日の地域における指導者を兼ねることができる体制の整備。

(3) 保護者負担の在り方

- ・新たな地域スポーツ・文化芸術活動に参加する場合の費用が、保護者にとって大きな負担になると、生徒が活動に参加することへの妨げになる恐れがある。

<検討内容>

- 運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定
- 困窮世帯への支援
- その他

(4) 活動場所、送迎手段について

- ・新たな地域スポーツ・文化活動の活動場所としては、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設のほか、各中学校等、地域の学校施設を活用することが考えられる。

<検討内容>

- 子どもが参加しやすい活動場所
- 保護者が参加させやすい活動場所
- 送迎方法
- 活動に要する用具（吹奏楽における楽器等を含む）の保管の在り方を含め、新たな地域スポーツ・文化活動の運営団体が学校施設等を適切に利用できるようにするための具体策の検討を進める。

(5) 大会運営の在り方

<検討内容>

- これまで教員等が担ってきた各種大会の運営の方法

2 推進計画の策定についての協議

- ・検討協議会が市教育委員会へ「八戸市地域スポーツ・文化芸術活動推進プラン案」を提言し、市で今後の方針を決定・公表する。

<検討内容>

- 運営団体が、下の検討を円滑に進めるための方策

<運営団体による検討内容案>

- | | |
|----------------|----------------|
| ・運営方針、活動の開始時期等 | ・活動の名称、活動する種目等 |
| ・活動時間と休養日の設定 | ・活動場所及び指導者の確保 |
| ・費用負担の検討 | ・保険の加入 |
| ・実施要項 | ・活動の周知 |
| ・その他 | |

3 合同部活動、及び地域スポーツ・文化芸術活動（国の実証事業）についての

諸課題の洗い出し